

静岡県産材証明の表示指針

県産材証明制度要綱（以下、「要綱」という。）の第5条第3項に規定する「静岡県産材」の表示については、次のとおりとする。

第1 「静岡県産材」であることの表示は、公共事業等による県産材の利用を推進する観点から行うものとする。

第2 表示する事項は、次による。

1 次の事項については、必ず記載する。

- (1) 「静岡県産材」という表示
- (2) 「静岡県産材証明制度」という表示
- (3) 県産材取扱業者の登録番号
- (4) 使用割合（原木や柱等ムク製品を除く）

※県産材100%の製品であっても、「県産材100%」と表示する

第3 第2に規定する事項の表示は、次による。


- 1 一般的に通用する字体を使用すること。
- 2 他の表示と区別し、近接させること。
- 3 原則として、「単体」又は「梱包」ごとの表示とする。
- 4 使用割合等の表示は、次を標準とする。

県産材の使用割合	使用割合の表示方法	表示例
100 %	県産材 100%	静岡県産材合板(県産材 100%) 静岡県産材証明制度 登録No 5561 号
90%以上～100%未満	県産材 90%	静岡県産材集成材 (県産材 90%) 静岡県産材証明制度 登録No 6789 号
80%以上～ 90%未満	県産材 80%	静岡県産材型枠用合板(県産材 80%) 静岡県産材証明制度 登録No 7738 号
~~~~~		
10%以上～ 20%未満	県産材 10%	静岡県産材MDF (県産材 10%) <a href="#">静岡県産材証明制度</a> 登録No 8253 号

## 県産材と県外産材の混合製品の表示例

県産材合板の表示例

F☆☆☆



コンクリート型枠用合板 (低ホルム)

12×900×1,800mm

B-C

静岡県産材型枠用合板 (県産材 60%)

静岡県産材証明制度 登録No. ○○号

○○合板株式会社○○工場

県産材合板の単板構成イメージ

1層 (県外産 カラマツ)
2層 県産材 スギ
3層 県産材 スギ
4層 県産材 スギ
5層 (県外産 カラマツ)

↓

- ・ フェース、バック → 県外産カラマツ
- ・ 2～4層 → 県産材スギ

の場合、**県産材 60%**と表示する。

- ※ 柱等ムク製品以外の木材製品等は、その使用割合を表示しなければならない。(合板等の場合は、100%でも表示する)
- ※ 10%単位で表示する (切捨て)。
- ※ 複合フローリングの場合、「台板には“県産材○○%”の合板を使用」と表示する。

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

### 静岡県産材販売管理票

一次・二次・三次・( ) *産地：静岡市(例) 平成 年 月 日

↓

管理票番号 ▲▲▲-0001-33

株式会社 静岡建設 様

品番・品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
県産材型枠用合板(スギ) 県産材 100%	1,820	910	12	1,000	20 m ³	×××-0010-33
合計					20 m ³	

注：①原木・丸太：「W」を束口径と読み替え、「H」は記載しない。

②塗装加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。

③加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会会長が認定した県産材取扱業者のみが発行できるものです。

住所 静岡市葵区追手町9番6号  
業者名 株式会社 しずおか合板  
代表者名 代表取締役 静岡 太郎 印

※ 柱等ムク製品以外の木材製品等は、その使用割合を表示しなければならない。  
(合板等の場合は、100%でも表示する)